

平成20年第2回教育委員会記録

平成20年1月23日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成20年1月23日(水) 午後2時00分～午後2時45分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸田 頼一 委員代理 長者 大藏 雄之助
委員 宮坂 公夫 委員 安本 ゆみ
教育長 井出 隆安

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 小林 英雄 教育改革担当 小澄 龍太郎
教育部 長

庶務課長 井口 順司 教育人事企画 種村 明頼
課 長

教育改革推進 中村 一郎 学校適正配置 徳嵩 淳一
課 長 担当課 長

学務課長 渡辺 幸一 社会教育 森田 師郎
スポーツ課 長

郷土博物館長 菱山 栄二 済美教育 根本 信司
センター所 長

済美教育セ 坂田 篤 中央図書館長 和田 義広
ンター統括指 導主 事

事務局職員 庶務係長 佐藤 則幸 法規担当係長 佐野 太一
担当書記 佐藤 守

傍聴者数 20名

会議に付した事件

(報告事項)

- (1) 和田中学校地域本部による私塾との連携について
- (2) 公金支出無効確認等(住民訴訟)請求事件について

目 次

会議録署名委員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

報告事項

(1) 和田中学校地域本部による私塾との連携について・・・・・・・・ 3

(2) 公金支出無効確認等（住民訴訟）請求事件について・・・・・・・・ 6

委員長 申し上げますが、マスコミ関係者からカメラの撮影、それからもうすでに撮られていますけれども、録音の申請が出ております。会議の冒頭だけに限らせていただきますので、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。審議が始まりましたらご遠慮していただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 お待たせしました。では、ただいまから平成20年第2回の教育委員会定例会を開催いたします。本日の議事録の署名委員は大藏委員にお願いいたします。

本日の議事日程はご案内しましたとおり、報告が2件となっております。審議に先立ちまして傍聴の皆さま方に申し上げます。会議における言論につきまして批評を加えたり、賛否を表明したり、私語、雑談などをされませんよう、くれぐれもよろしくお願いいたします。

それでは、日程第1 報告事項の聴取に入ります。

「和田中学校地域本部による私塾との連携について」、「公金支出無効確認等（住民訴訟）請求事件について」、以上2件を一括して、庶務課長からご説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、私の方から委員長からお話がございました2件について、ご報告をさせていただきます。

はじめに「和田中学校地域本部による私塾との連携について」、ご説明いたします。本件については、前々回、12月12日の教育委員会においてその内容と教育委員会事務局としての受け止めについて報告をいたしました。その後、東京都教育委員会から実施について再考を求めるとの指導があり、このことを前回1月9日の教育委員会に報告したところでございます。

この間、事務局として改めて考えを整理いたしましたので、その内容をご説明するとともに、この間の質疑の中でご指摘いただきました学校支援本部、和田中では「地域本部」と呼称しておりますけれども、これの位置づけについて改めて整理をいたしましたので、今後の進め方も併せてご説明をいたします。

まず1点目、「都教育委員会の指導に対する考え」ですが、1枚目の資料に概要をまとめておりますが、改めて考えを整理しましたが、実施を見合わせるような問題はありませんでしたので、取組みを認めていくこととしたいという趣旨でまとめております。詳細をご説明した方がよいかと思っておりますので、2枚目の都への文書（案）をご覧くださいと思います。

まず、「基本的考え」ということで、区立学校における学力向上への取り組みのスタンスとして、学校教育を中心として行われるべきものであることは言うまでもないこと。また同時に、今日、学校には地域社会と積極的に連携・協力し、学校外の多様な教育資源を活用していくことが求められていること。その上で、本取組は地域社会が学校を支援する新たな仕組みである学校支援本部、和田中学校では「地域本部」と呼称しております。その活動として考え出されたもので

あるという、今回の取組の基本的な整理を述べております。

こうした中で今回、都教委から受けた指導の最大の論点、これは都教委と相談させていただいた中でもそのように指摘をされたのですが、本取組の運営主体と学校の教育活動との関係、すなわち学校教育の中なのか外なのか、この点があきらかにしない。そのために学校の教育課程外の教育活動というところがあきらかにしないということの中で、義務教育の機会均等の確保という観点から疑義があるというご指摘をいただいているところでございます。

そこで今般、改めて本取組は地域本部が主体となつて行う学校の教育活動外の取組であることを明確に位置づけて、これを明言し、地域本部の位置づけや本取組における私塾の関わりを記載の(1)、(2)のとおり整理いたしました。

そして、杉並区教委は、この自主的な取組を学力向上を目指す学校教育外の試みとして尊重するとともに、状況を見守り、今後とも必要な指導・助言を行うこととしております。

申し訳ございません、資料の右側の方に誤記がありまして、「十」という漢字が載ってしまっております。こちらについては誤植でございますので削除をお願いいたします。

続きまして、(1)の地域本部の位置づけでございますが、教育委員の皆さまにはご案内のとおり、地域本部は事務局長を代表として地域の住民や保護者により組織され、土曜日学校の運営、学校図書館の資料整理、芝生の管理など、学校に対する様々な支援活動を学校長の承認のもとで実施している団体でございます。本取組についても、この地域本部のもとで責任をもって運営していくことを明記しております。

また、杉並区教委は、学校と地域による創意工夫ある取組を支援することを基本姿勢とし、こうした団体の設立と活動支援を重要施策に位置づけていることを明らかにし、さらには、学校を支援する組織や活動について、法整備等がなされていくこと、これについては、国においても本区の取組をみて検討いただいておりますが、環境整備がなされることを期待していると付記しております。

(2)といたしまして、本取組における私塾の関わりですが、記載のとおり本取組の企画・運営は地域本部が行い、私塾からは講師の派遣と教材の提供を受けるものですということを改めて明記しております。

以上を基本的な考え方として、これを踏まえまして個別に指摘された3点についての考えを2番の「疑義について」の中でご説明をするという形をとっております。

まず、(1)の義務教育の機会均等確保から疑義があると指摘された点でございますけれども、まず本取組は先にご説明したとおり、学校教育外の活動であるということ。そうは申し上げても公平性等に配慮すべきと考えるところでございますけれども、本取組は記載の①、②のように実

施にあたり地域本部では配慮されておりますし、実施方法等について責任をもって保護者等に説明をし、理解を図っていくこととしております。

公平性からの問題として指摘される①の補習活動については、既に全生徒を対象とした土曜日学校等を実施しており、今後とも、すべての生徒への学習機会の提供の充実に努めようとしていること。また、費用面においては、②のように経済的な理由で参加できないことがないように、費用負担が困難な世帯には申し出等に応じ軽減措置を講ずるとしていることから、学校教育外とした上においても、公平性等に配慮がなされていると考えます。

次に(2)の公立学校施設の公共性、非営利性に反する恐れがあるとの疑義についてですが、本取組は先にも述べたように、区教委が団体の設立と活動支援を重点施策に位置づけて取組を推進、支援しようとしている地域本部による公共性が認められる学校支援活動であること。また、費用についても教材費、交通費等の実費相当の範囲内であることから、営利性はないものと認められることなどから、学校施設利用について適正な手続き、これは教育財産の使用についての許可手続きでございますけれども、これを行うことで問題はないものと考えております。

最後に、(3)の教育公務員の兼業・兼職の適正な手続きの観点からの疑義についてでございます。当初、共同開発ということも考えられておりましたが、これについては改めて地域本部の提携先の私塾が開発することとし、教員は地域本部と連携しながら相談に応じるといった程度の対応とすることといたしました。当然、無報酬でありますし、そのレベルの内容であれば兼業・兼職の手続きは不要と考えておりますし、仮に相談のレベルを超えるような内容に発展した場合には、状況を見ながら必要に応じて適正な対応をとりますので問題はないものと考えております。

以上、説明は長くなりましたが、都教育委員会の指導に対しましては、ただいまご説明した考えのもと、2枚目の文書によりまして都にお知らせし、実施への理解を求めてまいります。

続きまして、1枚目の方にお戻りいただきまして、2の「学校支援本部の位置づけ」でございます。こちらにつきましては、記載の6項目のように改めて整理し、位置づけを明確にいたしました。まず(1)として、「学校支援本部支援要綱」を定め、学校支援本部を区立小中学校の教育活動の更なる充実・発展を図るために、学校と地域社会との連携・協力のもと、地域社会が学校を支援する新たな仕組みとその存在意義を規定することといたしました。

次に(2)として、学校支援本部は設立時に学校長との協議の上、協定を学校との間で結ぶこと。また、その協定書には、学校支援本部の設置目的、活動内容をはじめ、組織等について規定することといたしました。

次に(3)として学校支援本部の組織の責任体制を明確にするために、その名称、設置目的等を規定した規約をさらに整備することといたしました。

次に(4)として、学校支援本部の活動は、校長の求めに応じた教育支援活動と、学校支援本部の提案に基づき校長が承認した教育支援活動と活動内容を限定するとともに、その内容は校長が了解したものに限ることといたしました。

次に(5)として、学校施設は、学校長が必要と認め、学校教育に支障がない範囲で、学校支援本部に使用させる。これは先に申し上げた都への回答とも重なりますが、必要に応じ適切な手続きをとって行うものでございます。

最後に(6)として、今度は教育委員会の関与でございますが、教育委員会は、学校支援本部設立時に学校を通じて規約・協定書等の提出を学校支援本部に求め、この内容を確認するとともに必要な財政支援を行うというものでございます。

また、年度末には学校支援本部から提出される事業報告書により活動内容を確認し、必要な調査を行うことといたします。

以上、このような形で学校支援本部の位置づけを明確にし、取組の裏付けとしていきたいということでございます。

最後に、3の「今後の進め方」でございますが、本日、この教育委員会でご報告した後に、東京都教育委員会に対しましては文書を持参し、区教委の考えを説明に行ってまいります。また、都においては明日24日に教育委員会が開催されると聞いておりますので、そこで報告等がなされるのではないかと考えられます。また、明後日の1月25日には区議会の文教委員会が開催されますので、そこでも報告をしてまいります。

最後に土曜日の26日ですが、和田中地域本部では、今回の私塾との連携事業の開始を予定しておりますので、順調に進めば、この日から始まる運びとなっているところでございます。1件目の「和田中学校地域本部による私塾との連携について」の説明は以上でございます。

続きまして2件目、「公金支出無効確認等（住民訴訟）請求事件について」、ご報告をいたします。本件につきましては、1月10日に杉並区及び杉並区長を被告とした訴訟の判決言い渡しがありましたということでございます。資料の方に概要を書いておりますけれども、2の「請求内容」として2点書いております。平成17年8月12日に行った杉並区教育委員会における扶桑社歴史教科書の採択決定処分に関する違法な公金支出が無効であることを確認する。2点目として、180万余円、及びこれに対する利息と申しますか、その支払いを請求しているという内容でございます。

これに対する判決の主文としては、3にありますように却下あるいは棄却という形の判決が下されているところでございます。

4番の「理由の骨子」でございます。(1)公金の各支出は、様々な角度からみても行政処分に

は当たらないので、その無効確認を求める訴えは不適法である。

(2)として、本件の各支出には、いずれも合理的な理由などがあり、違法とは認められない。官製談合に当たるとの主張も当たらないという内容でございまして、先ほど申し上げたように却下あるいは棄却という形での判決が出たところでございます。

2件の報告についてのご説明は以上でございます。

委員長 ありがとうございます。では、最初に「和田中学校地域本部による私塾との連携について」、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

大藏委員 いくつかありますが、1つは、和田中学校の藤原校長は5年間の任期を終えて、規定上再任されることなく3月31日にご退任になることになっています。ですから、それからしますと私はそんなに急がなくて、4月以降、新しい校長の下で十分検討してやっても良かったのではないかと思います。これは地教行法でしたか、教育委員会を決めている規定によりまして、当然教育長に委任されている範囲であるということで、事務局とご相談の上、お進めになって、私ども教育委員の方には報告とするということが出てきておりますので、そのご判断に任せることになると思います。

それから、1つはいろいろ経過がありましたけれども、この中で今日の教育委員会の報告事項を承った話を受けて、この別紙の2のように、これはまだ確定原稿ではなくて、今日のことがあってお書き換えになると思いますが、それを東京都教育委員会にお出しになる、教育庁にお出しになるということですね。

これはたくさん報道があったり、中でもいろいろな噂があったり、いろいろなことがありましたので混乱をしておりますけれども、最終的には、区の教育行政とは直接関係がない。外側の事業である。もちろん教育と無関係ではありませんけれども、という立場でおやりになっているということですから、それならばあまり細かく言わない方がいいのではないかと。

例えば、お出しになる文書の基本は全部、杉並区教育委員会が主体であり、主語であると思います。だから、教員が何とかしますと書いてあっても、それはそのようにさせますということであって、主体は教育委員会である。そうしますと、疑義についての(1)の「①補習活動として、既に全生徒を対象とした土曜日学校等を実施していますが、すべての生徒への学習機会の提供の充実に努めます」というのは、これは言うなれば「杉並区教育委員会は努めさせます」ということですよね。

それからしますと、その次の「経済的な理由で参加できないことがないよう、費用負担が困難な世帯には申し出等に応じ軽減措置を講じます」。これも「杉並区教育委員会が講じさせます」という感じがいたします。それは外側の組織としては、区が関与しすぎているのではないかと思

いますので、それは妥当に行われなければいけませんけれども、あくまでも地域本部といいますか、ここでは支援本部と言っていますけれども、そういうものと向こうの間でお話し合いをいただくということであって、区教育委員会が関与しているという感じになるのは私としてはよくないし、もしもそうだとすれば、それは今までのご説明の趣旨から外れているのではないかと思います。

ですから、できるだけはっきり切り離してやっていただく。それよりも重要なことは何よりも初めてのことでありますから、みんないろいろお考えになったと思いますけれども、その予想外のこと、想定外のこと、起こる可能性があります。だから、そのときに遅滞なく適正な判断を下し、措置がとられるようお願いをしたいと思います。

庶務課長 3点お話があったかと思えます。1点目の方は、これは教育長の権限の中でやらせていただくというお話の部分。それから2点目の部分でございますけれども、区教委としての内容と、それから地域本部の内容、これを切り離していったらというお話かと思えます。2の(1)の文章のところについては、1つは地域本部ではこういうふうにしていきますよということを言っている内容を記述させていただきました。

先ほどもお話がありましたように学校教育外ということで整理しておりますので、その上でそこまで書いていくかというところがあるかと思えますけれども、私ども案を書いた中では、このあたりの部分がこの間、さまざまところで関心を寄せられているところがございましたので、この文書の中でも明確にした方がよろしいのではないかという考え方の中で、この部分まで書いた案としてまとめたという次第でございます。

それについては、ご意見も踏まえながら考えたいと思えますけれども、考え方としては今申し上げたような内容でございます。

それから、3点目でございますが、ご指摘のようなご心配、これはないとは言えないお話かと思えます。そういう中で、この文書の中でも基本的な考えの一番最後と申しますか、(1)の前になりますけれども、今後とも必要な指導助言を行いますということを書いてございます。こういうことの中で、我々としても任せっ放しということではなく、見守り、注視して、時にはそういう指導的なものも対策を講じていければと考えております。

委員長 ほかにどうですか。

宮坂委員。

宮坂委員 前に大体お聞きしましたので、大体の概要はわかっておりますので確認のつもりでもう一度聞きたいと思えますが、これはあくまでも学校の教育活動外というふうに説明を受けておりますが、学校の教育活動外であっても、教育に関することであれば区の施設を無料で貸し出す

ことには問題がないだろうか。多分、大丈夫だと思うんですけども、それが1点。

それから、学校の教育活動外ではあるが、費用については困難な世帯には軽減措置を講ずるということは、教育活動外であればそれは自由かなという感じがしますが、それについては軽減措置を講ずる。

それともう1点、ここで特に言っていないんですが、ここに入るのは経済的な事由で困難あるいは学力的な面で困難な、今回、たまたま人数が応募人員にぴったりだったものですから試験はなかったようですが、将来もし増えて数が多くなった場合には、どういう方法で選別するのか。多分、試験でもすればいわゆる普通という平等性というのは欠けてくると思いますが、これもあくまでも学校の教育活動外であれば私は問題ないと思いますが、この辺のお考えはどうなっているのでしょうか。

庶務課長 3点お答えをさせていただきます。まず1点目は、教育施設を活用することについてでございますが、これは教育委員会として教育財産の使用に関する規則というものを持っております。その規則に従って許可ができるかできないかを判断していくわけでございますが、1つは公益的な団体が公益的な事業をやる場合については、使用を許可するという定めを持っておりません。それはもちろん学校教育に支障がない場合でございます。

この内容については、区の教育委員会が進める地域による学校支援、そういう施策を進める中で1つの事業でありますので、これは地域本部が主催でございます。そういう中では、公益性があるということで、ここは可能だと考えております。

費用につきましても公益性のある内容については、費用を減免することができるという形になっておりますので、これに従って費用については徴しないという形で考えております。

それから、学校教育外だから費用の軽減も自由ではというお話もちょうだいたしました。この費用につきましては、基本的にこれは学校支援本部が参加する生徒の保護者から徴収するという形になっております。そういう中で経済的な状況によって負担が難しいような形の場合には、それについては、当初からこれは費用については考慮するという形をとっておりますので、そういう内容に従ってやっていただければ、どなたかが受けられないという話にはならないのではないかと考えております。

それから、最後の学力テストなり選別といったお話でございますけれども、今回、入室テストというものを実施いたしました。これについては今回入室を希望される生徒さんたちの学力の状況把握、学力がどのぐらいのレベルにあるかを把握したうえで、それをその後の指導に生かすために実施したという内容でございます。結果的にももちろん選別といった形もとっておりませんし、申し込みされた方は19人が全員受けられる形になっております。

どうしてもこの私塾の取組ばかりが取り沙汰されてしまうわけでございますけれども、和田中におきましては、土曜日学校の「ドテラ」も含めてすべての生徒に対応できる補習活動、学習活動ができる環境を整備しております。ですので、習熟度に応じた補習活動を行う環境を整えておりますので、これは特定の生徒さんたちだけにそういうものを提供しているものではないと考えておりますので、公平性なり不平等といった疑義についてはないものと考えております。

安本委員 今朝、小学校のPTAの方たちとちょっとお話をしたのですが、そのときやはり学校支援本部というものについてずいぶん不安をお持ちになっていらっしゃる方が多くて、きっかけはこれだったかもしれないんですけども、位置づけとか規約をつくるとか、こういうことが決まったことははっきりしてよかったと思います。

ただ、この別紙のことですが、これはさっきもまだこれから変わるというふうにおっしゃったようですが、それはそうなんですか。そのまま提出ではないんですか。

庶務課長 基本的にはこれは教育長のお名前を出していこうと考えています。ですから、5人の教育委員さんの総意として教育委員会として出すという形のものとして文書は作りませんが、大事なお話でございますから、教育委員の皆さまのご意見を踏まえて教育長がそれを集約して出していく、そんな形になろうかと思えます。

安本委員 学校の教育活動外となっているので、これは地域本部がやることということでよくわかるんですけども、どうしても公平性とか公共性とかいろいろな言葉が出てきているので、どうもすっきりしないところがあると思うんですけども、そのところは十分に考慮していただいて文書を出していただきたいなと思います。

委員長 要望ですね。

ほかにございますか。

2点お聞きします。1枚目の方ですと、今後の進め方で、和田中地域本部が順調にいけば26日に事業開始予定となっておりますが、開始された場合の安全対策というか、それをどういうふうに考えていらっしゃるのか、お聞きになっていたら教えていただきたい。

それから、別紙で1の(1)で地域本部の「法整備等」と書いてあります。文科省の方でこの辺の動きというのがあるわけですか。その2点をお願いします。

庶務課長 まず1点目の安全対策でございますけれども、これも当初から和田中の方でも検討されて準備もされているところでございます。この地域本部のもとに夜間の学習活動をやるための実行委員会を作ったという形でございます。その実行委員会の責任のもとで参加する保護者の方々も含めて、帰宅時の際の対策については責任を持ってやるという形をとっております。

法整備の方でございますけれども、これについては、来年度の文部科学省の予算の中で、学校

支援活動に係る予算ということで、政府の予算案の中では 50 億ほど計上されていると聞いています。今後に向けてはこういった取組は杉並だけでなく、全国でも取り組めるように国の方でも整備しようとしている。そうなるまいかと当然、どういうルールでやっていくんだといったところも準則と申しますか、標準的なルールを定めていく形になろうかと思えます。そういう中で、杉並区としても学校支援本部のあり方というのは、今後はより明確・鮮明になっていくのではないかと、そのように受け止めているところでございます。

委員長 予算的な裏づけを用意しておいて、多分、今後の文科省の行き方とすれば法整備も同時にやっていくであろうと読まれているわけですね。ありがとうございます。

ほかにございませんか。

教育長。

教育長 今、各委員からご指摘のありましたことについては、今後、都教委に報告するにあたっては十分吟味をしまして報告の中に取り入れていきたいと考えております。

今回のこの和田中の地域本部の企画について、あたかも公教育が丸ごと私塾に丸投げされるような、あるいは日常の教育活動がすべてあちらに肩代わりされるような議論が一部になされていた。確かに表現の仕方によってはそう取られかねないところもあったかと思いますが、これは実は、現在の中学校の日常の教育活動は適切に行われているのであって、それ以外のことをやろうとするときに、こういう組織で、こういうことをやりたいということで起き上がってきたことです。そこら辺の理解も都教委もなかなか理解できなかった。今回、この報告をまとめるにあたって組織の問題をどう整理するのか。

地域支援本部、学校支援本部といった用語が都教委にはなかなかなじみがなかった言葉だったものですから、一体それは何なんだと。文科省が平成 20 年度の予算で 40 数億円つけて、全国の中学校にこれを展開していきたいと言っている一方、お膝元といいますか、都教委自身がその辺の理解をなかなかされていなかったということもあろうかと思えます。

個々の場面においては決して無理解だったわけではないのですが、いわば杉並区の教育委員会が現在推進しようとしているこの学校支援本部という新しい学校と地域の関係、これをまずは都教委、東京都教育委員会に理解してもらおうということは最大の眼目でした。今回、こういう形で整理して、そこが実施主体となって行っていくということは、おそらく都教委も理解してくれることと思います。ですから、その意味でこの報告をして、今後調整が必要であれば、さらに調整を加えて、今回の企画が実施できるように進めていきたいと考えます。

ただ、大蔵委員からもご指摘がありましたけれども、これが本当に初めてのことであって、様々な問題がこれから派生してくる可能性もあります。そうしましたら教育委員会としても当然、

校長に対する指導監督権を持っておりますので、地域本部と校長との関係、校長と教育委員会との関係において、適切な指導を必要に応じて助言監督等をしていく、そんなふうな考えでやっていきたいと思っております。以上です。

委員長 わかりました。ほかにございますか。

我々教育委員、小中学校でつぶさに視察に行ったりして、学校支援本部の活動というのは、ある場合にはイギリスから先生をお招きしたりという大々的にやっているわけです。いろいろなタイプが学校に付属した学校支援本部で考えられているし、実際も行われているわけで、今回、要綱の整備とか協定書を各地域本部、学校支援本部ごとに交わしていくということが後追いで出されたわけです。本来だったらこういったものを整備しておいて、それから発車すればいろいろ問題というものも少なかったと思うのですが、早急にこの辺の整備をしていただければと思います。

それから、12月12日の教育委員会で出席の委員からより幅広く、もっと実際の運営にあたっての注意点、意見が出ているわけです。事務局とすればそういったものも十分尊重されて、今後の地域本部との対応に生かしていただければよろしいかと思っております。

大蔵委員 次に入る前に1つ。私ども教育委員はパートタイマーですから、この定例の会議以外にも教育委員会の仕事はしておりますけれども、自由に討議する、細かく討議するようなことは比較的少ないですね。だから、「教育ビジョン」などについてみんなで討議をしたことはありますけれども、大体は事務局から出てくる案について考えるということであって、抜本的、根本的なことについてそんなに討議することはない。

特に義務教育というのはもうみんなわかっているということですから、義務教育についてどうあるべきかとか、何が問題なのかはあまり討議したことはないと思います。しかし、これはいい機会ですからぜひ義務教育とは何かということを考える必要があるのではないかと。

私の考えでは義務教育というのは、義務教育課程といいますか、これは将来日本国民として生きていくのに最低限のこと、これぐらいのことは覚えておいてください、覚えておかないと皆さんも困るし、国も困りますよ、というのが義務教育の課程であろうと思います。それからしますと、落ちこぼれの方が非常に問題であって、義務教育を完全に消化しきれなくて社会に出ていくという問題があります。成績のいい方の子どもは非常に能力があって、学校の授業が物足りないとか、それこそ退屈するかもしれません。それはそれでまた非常に難しいですけれども、どちらかといえば下の方ですね。ちゃんと覚えて卒業してもらおうように努力をするということが基本であろうと私は思います。だから、そういうことを含めて義務教育のあり方についてもできることならば、どこかで教育委員及び教育委員会の事務局の方々と十分に討議をしたい。そういう機会があればいいと思っております。

委員長 ほかによろしいですか。

どうもありがとうございました。では、この件について終わりました。次に「公金支出無効確認等（住民訴訟）請求事件について」、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

特にございませんでしょうか。

特にございませんようでしたら、これで報告事項の聴取を終わりにさせていただきます。

以上で予定されました日程すべて終了いたしました。庶務課長、ほかにございましたらお願いします。

庶務課長 次回の日程ですが、2月13日水曜日、午後2時から定例会を予定しております。よろしく願いいたします。

委員長 では、これで本日の会議を閉じます。ありがとうございました。